わかあゆ学園における「不適切な行為」の範囲

1．「不適切な行為」とは

その行為自体は児童対象性暴力等には該当しないものの、業務上必ずしも必要な行為とまではいえず、継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

2．不適切な行為の例

類型	具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・児童等と私的な連絡先（SNS、オンラインゲーム、私用メール等）を交換し、私的なやり取りを行う。 ・休日・勤務時間外等に児童等と二人きりで会う。 ・児童等の自宅等で二人きりになる。 ・児童等を自宅に招き、二人きりになる。 ・不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う。
撮影・画像等の管理	・私物のスマートフォン等や、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する。 ・業務上必要と考えられる範囲を超えて、児童等の写真・動画を撮影する。 ・児童等の写真・動画等を、業務上定められた保存方法によらず個人的に保存・保管する。
密室・二人きりの状況	・業務上の必要性なく、児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す等）。 ・更衣・入浴等の場面で、業務上の必要性なく児童等と職員が二人きりになる。
身体接触	・児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等） ・業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする等の身体接触を行う。 ・業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、又は児童等にマッサージをさせる。 ・年齢・発達段階等から必要性がないにもかかわらず、寝かしつけ等で添い寝をする。
排せつ・入浴等の介助	・児童等の発達段階や特性等からみて必要性がないのに、排せつ・入浴等の介助を行う。 ・児童等が自ら行えるにもかかわらず、正当な必要性なく排せつ・入浴・着替え等の介助に入る。 ・排せつの確認に際し、衣服のうえから陰部を触ったり、おむつの中に手を入れるなど、誤解を受けるような仕方で行う。 ・特段の必要性がなく、特定の児童等の入浴・排せつ等の介助を繰り返し行おうとする。
更衣	・不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する。 ・不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣させる。 ・業務上必要な範囲を超えて、児童等の更衣を見守る、又は特定の児童等の更衣介助を担当しようとする。
特別扱い	・特定の児童等に高価な金品や私的な贈り物を与える。 ・正当な理由なく、特定の児童等だけ声掛けや態度を変える。 ・児童等の容姿等を過度にほめる。 ・正当な理由なく、特定の児童等の面接、生活支援、介助等を担当しようとする。
衣服・持ち物等	・児童等の衣服や持ち物を、正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする。 ・児童等の私物を、業務上の必要性なく職員が個人的に保管・使用する。
その他	・職員が児童等の前で過度に肌を露出する。 ・業務上の支援関係を超えて、特定の児童等との間に秘密の共有や特別な関係を作ろうとする。 ・業務上必要のない私生活・恋愛等の話題を繰り返し児童等に話すなど、公私の区別を曖昧にする行為を行う。

3．「重大な不適切な行為」となり得る場合

対象業務従事者の加害認識、児童に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断する。通常の「不適切な行為」に「執拗に」「児童や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わる場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

＜具体例＞

・児童又は保護者が望んでいないことを認識しながら、児童の自宅等で二人きりになる。
・児童の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる。
・児童に対して執拗にマッサージ等の身体接触を行う。
・指導・注意を受けたにもかかわらず、同様の不適切な行為を繰り返す。

4．「不適切な行為」を判断する際の確認ポイント

☐ 業務上の必要性があるか。必要性に比して行為が過剰ではないか。
☐ 児童の年齢・発達段階・障害特性等を踏まえて必要な行為か。
☐ 児童又は保護者の意向に反していないか。
☐ 特定の児童だけを対象としていないか。
☐ 一対一・密室・勤務時間外など、第三者から見えにくい状況を意図的に作っていないか。
☐ 行為が反復・継続していないか。
☐ 私的な連絡、秘密の共有、贈り物等により公私の境界が曖昧になっていないか。
☐ 同僚・管理職に説明でき、記録に残せる行為か。
☐ 児童の尊厳、プライバシー、安全・安心を損なっていないか。

5．運用上の留意事項

・本リストは「禁止行為一覧」ではなく、疑いを把握し、相談・報告・確認につなげるための例示として使用する。
・外形上は例示に該当する行為であっても、児童の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、一律に「不適切」と判断せず、現場の実態に即して個別に判断する。
・初回かつ比較的軽微な場合には、指導と経過観察など段階的な対応が考えられる一方、反復性、悪質性、児童への影響等が大きい場合は、接触回避等の安全確保措置を速やかに検討する。

6．参考

・こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」
・こども家庭庁「こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａ」